

在外選挙権者が参加できる

☞ **在外選挙権者**とは19才以上の国民として外国で投票しようとする選挙権者を言い、**‘国外不在者申告対象者’**と**‘在外選挙人登録申請対象者’**で分かります。

・ **国外不在者申告対象者**は国内に住民登録されている者(一時滞留者)や国内居所申告をした在外国民(永住権者)で外国で投票しようとする選挙権者を言い、国外不在者申告をし、在外投票ができます。

・ **在外選挙人登録申請対象者**は国内に住民登録がされておらず、国内居所申告もしていない在外国民(永住権者)として外国で投票しようとする選挙権者を言い、在外選挙人登録申請をして在外投票ができます。

◇ 在外選挙権者が参加できる選挙 ◇

国外不在者申告対象者		在外選挙人登録申請対象者
国内に住民登録がされている者(一時滞留者)	国内居所申告をした者	国内に住民登録しておらず、国内居所申告もしていない在外国民
・任期満了に伴う比例代表国会議員選挙 ・任期満了に伴う地域区国会議員選挙	・任期満了に伴う比例代表国会議員選挙	・任期満了に伴う比例代表国会議員選挙

※国内居所申告をした在外国民でも外国では地域区国会議員選挙に投票できません。

綺麗な 在外選挙 グローバル 大韓民国 の顔です



在外選挙
韓国・中央選挙管理委員会

Tel.82-2-503-0648 Fax.82-2-507-4352